

固定資産税・軽自動車税(種別割)等に関するお知らせ

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

軽自動車税の減免申請

障がいのある方のために軽自動車を使用する方は、一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)の減免を受けられます。

新規申請

5月31日(月)までに税務課での申請が必要です。

■対象軽自動車

- ・身体障がいまたは精神障がいのある方が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がいまたは精神障がいのある方のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・身体障がいのある方などの利用に供する構造の軽自動車

■お持ちいただく物

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか
 - ・運転する方の免許証
 - ・車検証のコピー
 - ・令和3年度の軽自動車税(種別割)納税通知書
 - ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ※構造による減免を受ける方は、軽自動車の側面と後面の写真(後面はナンバーが写っているもの)をお持ちください。
- ※手帳所有者または運転する方以外が納税義務者の場合、本人確認書類も必要です。

■申請期間

5月7日(金)~31日(月)

■注意事項

- ・税を納付済みの場合は、減免を受けることができません。
- ・減免を受けることができる軽自動車は、障がいのある方1人につき1台です。
- ・普通自動車も所有している方で、自動車税(種別割)の減免を受けている場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。

継続申請

すでに減免を受けている方には、軽自動車税(種別割)現況報告書兼減免継続申請書を郵送してありますので、ご提出ください。

納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税

納税通知書と同封して課税明細書を送付します(所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数の合計)が16件を超える方には、別送します)。

課税物件に誤りがないかご確認ください。

■発送日 5月6日(木)

■納期限・口座振替日(全期前納分と第1期分)

5月31日(月)

軽自動車税(種別割)

■発送日 5月7日(金)

■納期限・口座振替日 5月31日(月)

税務相談



軽自動車税を口座振替されている方へ

口座振替をご利用の方への車検用納税証明書送付は、6月20日頃となります。

車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。車検の有効期限が5月31日から6月20日ごろにあたる方は、令和2年度の車検用納税証明書で、5月30日(日)までに車検を受けてください。

令和4年5月30日まで有効な令和3年度の車検用納税証明書は、金融機関からの収税処理が確認され次第、税務課窓口で、無料で発行することができます。

軽自動車税をPayPayやクレジットカードで納付する方へ

軽自動車税(種別割)をPayPayやクレジットカードで納税する場合、領収書は発行されません。

納付期限内の納付に限り、車検用納税証明書を後日発送しますが、発送には1か月程度かかります。車検を受けるまでに日が少ない場合は、コンビニや金融機関の窓口で現金で納付してください。

自動車税の納期限は5月31日です

自動車税(種別割)は、PayPayやLINE Payで納付できます。納税証明書は発行されないため、必要な方はコンビニや金融機関、県税事務所窓口で納付してください。

自動車税(種別割)の減免

心身に障がいのある方に対しては、障がいの程度など、一定の要件のもとに減免制度があります。

詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 栃木県税事務所 ☎0282(23)3411